

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

(平成一六年六月一八日法律第一二五号)(衆)

一、提案理由(平成一六年六月三日・衆議院本会議)

赤羽一嘉君 ただいま議題となりました特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港を禁止する措置について定めようとするものであり、去る六月一日の国土交通委員会において、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派の委員より動議をもって提出され、提出者を代表して水野賢一君から趣旨の説明を聴取した後、委員会に諮ったところ、賛成多数をもって、これを委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

その主な内容は、

第一に、この法律において、特定船舶とは、特定の外国の国籍を有する船舶、特定の外国の港に寄港した船舶及び特定の外国と特定の関係を有する船舶のうち、閣議決定で定めるものをいうこと、

第二に、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議において、期間を定めて、特定船舶について、本邦の港への入港禁止を決定することができることとし、内閣総理大臣は、閣議決定があったときは、直ちに、その内容を告示しなければならないこと、

第三に、政府は、告示の日から二十日以内に国会に付議し、閣議決定に基づく入港禁止の実施について国会の承認を求めなければならないこととするとともに、不承認の議決があったときは、速やかに、当該議決に係る入港禁止の実施を終了させなければならないこと、

第四に、遭難またはやむを得ない特別の事情がある場合を除き、特定船舶の船長は、当該特定船舶に係る入港禁止の期間において、当該特定船舶を本邦の港に入港させてはならず、また、入港禁止の期間の開始の際現に本邦の港に入港している場合には、閣議決定で定める期日までに、当該特定船舶を本邦の港から出港させなければならないこととし、これらに違反した船長は、三年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金に処し、またはこれを併科すること、

第五に、入港禁止を実施する必要がなくなつたと認めるときまたは国会がその実施を終了すべきことを議決したときは、速やかに、閣議において、入港禁止の実施を終了することを決定しなければならないこと、

その他、国は、この法律の施行の状況、我が国を取り巻く国際情勢等にかんがみ、必要があると認めるときはこの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含め必要な措置を講ずること

などであります。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告（平成一六年六月一四日）

輿石東君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港を禁止する措置について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、法律案提出の背景、入港禁止に係る閣議決定を行う場合の要件、本法制定が対外交渉に及ぼす影響等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大沢委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。